

薬食発 1001 第 3 号
平成 26 年 10 月 1 日

各
都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
殿

厚生労働省医薬食品局長
(公 印 省 略)

コンタクトレンズの適正使用に関する情報提供等の徹底について (再周知)

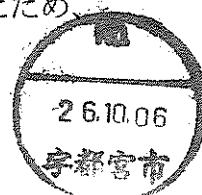
今般、独立行政法人国民生活センター商品テスト部長から厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長及び審査管理課医療機器審査管理室長宛てに「「カラーコンタクトレンズの安全性」について (要望)」(平成 26 年 5 月 22 日付け 26 独国生商第 41 号独立行政法人国民生活センター商品テスト部長通知。以下「国民生活センター通知」という。)が発出され、同通知により、消費者がカラーコンタクトレンズを適正に購入、使用できるよう、カラーコンタクトレンズの販売業者が販売時に適切な情報提供等を行うよう指導の要望がありました。

また、消費者庁消費者安全課長から「「カラーコンタクトレンズの安全性」について (要請)」(平成 26 年 5 月 28 日付け消安全第 186 号消費者庁消費者安全課長通知)が発出され、国民生活センター通知と同様にカラーコンタクトレンズの販売業者に対する指導の要請がありました。

ついては、「コンタクトレンズの適正使用に関する情報提供等の徹底について」(平成 24 年 7 月 18 日付け薬食発 0718 第 15 号厚生労働省医薬食品局長通知)及び「コンタクトレンズの適正使用に関する情報提供等の徹底について (再周知)」(平成 25 年 6 月 28 日付け薬食発 0628 第 17 号厚生労働省医薬食品局長通知)の指導事項に基づいて、コンタクトレンズについての適切な情報提供等が行われるよう貴管下関係業者に再度周知徹底をお願いいたします。

未成年者を中心にまだ十分な情報提供が行われているとはいえない状況にあるとの国民生活センター通知も踏まえ、特に未成年者へのカラーコンタクトレンズの販売の際は、適正な使用方法について十分な説明を行うとともに、購入時における医療機関への受診勧奨を徹底すること等の注意喚起をお願いいたします。

これと併せて、一般社団法人日本コンタクトレンズ協会より「コンタクトレンズの販売自主基準」(平成 26 年 8 月 7 日付け一般社団法人日本コンタクトレンズ協会。別添参照。)について、遵守すべき販売方法等における医療機関からの指示書の取扱いについての追記が行われたため、



御了知いただき、貴管下関係業者に対し周知徹底をお願いいたします。

なお、本通知の写しを、一般社団法人日本コンタクトレンズ協会会長、公益財団法人日本眼科学会理事長、公益社団法人日本眼科医会会長、日本眼感染症学会理事長及び日本コンタクトレンズ学会理事長に対し通知したことを申し添えます。

